主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意第一、二点について。

右は、要するに原審の量刑を不当とするものであるが、かかる事由は上告の適法 な理由とすることはできない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	⊞	藤	裁判官